* **作成：平成２４年７月２９日**
* **改正：平成２８年４月　９日**

国分寺台・地域ネコの会　会則

私たちは以下の基本理念に立ち、地域ネコ活動を通じ、人とネコが共生できる街づくりをめざします。

１．飼い主のいないネコの数を減らしていくために取り組む

２．ネコを排除するのではなく、命あるものとして取り組む。

３．ネコの問題を地域の問題として住民と行政と協働して取り組む。

４．ネコが好きでない人やネコを飼っていない人の立場を尊重する。

（名称）

第１条　本会は「国分寺台・地域ネコの会」と称する。

　（所在地）

第２条　本会の事務所は、会長宅に置く。

　（目的）

第３条　地域ネコ活動を通じ、不幸なノラネコがいない、人とネコとが快適に共生できる街づくりを進めることを目的とする。

（事 業）

第４条　国分寺台・地域ネコの会は，次に掲げる事業を行う。

（１）地域ネコ活動の普及啓発と実践活動

（２）ノラネコを一代限りの生涯とするＴＮＲ活動

（３）不幸な子ネコを救済する里子活動

（４）*施術したノラネコの『ネコ個体カルテ』及び里子の『里子カルテ』の作成と管理*

（３）広報紙『地域ネコの会だより』の定期刊行

（４）前各号に定めたもののほか，国分寺台・地域ネコの会の目的達成のために必要な事業

（会員）

第５条 会員は，次に掲げる者とする。

（１）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（２）個人賛助会員は、この会の事業を個人として賛助するために入会した者とする。

（３）団体賛助会員は、この会の事業を団体（企業）として賛助するために入会した者とする。

（入会）

第６条　入会は、会費を納めることによって認められる。ただし、入会申込書（住所、氏

名、電話番号記載）を会長に提出し、定例会で承認を得るものとする。

（会費）

第７条　会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

1. 正会員　　　　３，０００円
2. 個人賛助会員　１口５，０００円
3. 団体賛助会員　１口１０，０００円

（退会）

第８条　会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

２　会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 会費を２年以上納入しないとき。
2. 本人が死亡したとき。

（役 員）

第９条　本会に、次の役員を置く。ただし、兼任を妨げない。

1. 会長１名
2. 副会長１名
3. 会計１名
4. 事務局長１名
5. 書記２名
6. 庶務１名
7. 実践グループリーダー若干名
8. 監査役１名
9. その他会の運営に必要な役員

２　第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第１０条　役員の職務は，次のとおりとする。

（１）　会長は，本会を代表し、その事業を統括する。

（２）　副会長は，会長を補佐し，不在のときは、その職務を代行する。

（３）　会計は，予算と決算を担当し、金銭の出納を行う。

（４）　事務局長は、事業全体を管理し、及び事務全般を統括する。

（５）　書記は、議事録を作成し、ブログ等の情報を管理する。

（６）　庶務は、総会及び定例会会場の確保、備品の購入等を行う。

（７）　実践グループリーダーは、実践グループを総括する。なお、実践グループは活動の状況に応じて、グループ数及び規模を設定する。

（８）　監査役は、会の事業及び財産の状況を監査する。

（解任）

第１１条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

1. 心身の故障により職務の執行に耐えられないと認められるとき。
2. 会則に違反し、会の名誉を傷つける行為のあったとき。

（会 議）

第１２条　本会は、次の会議をもつ。

1. 総会及び臨時総会
2. 定例会
3. その他必要に応じた会議

（総 会）

第１３条 総会は，会員によって構成し，会長が毎年１回事業年度終了後１か月以内にこれ

を招集する。ただし，必要に応じ臨時総会を開くことができる。

２ 総会は，以下の事項について議決する。

（１）会則の変更

（２）解散

（３）事業の変更

（４）事業報告および収支決算

（５）役員の選任または解任

（６）その他会の運営に関する重要事項

３　総会の議決は，出席者の過半数の同意を得て決する。ただし、会則は、出席者の３分の２以上の同意がなければ変更できない。

（定例会）

第１４条 この会の事業計画の実施・運営は定例会の協議を経て行う。

２　定例会は会員をもって構成し，会長がこれを招集する。定例会は、原則として毎月１回開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

 (議事録)

第１５条 総会及び定例会の議事は、議事録を作成する。

（運営経費）

第１６条 経費は，会費，募金，バザー等の収益金，その他の収入をもってあてる。

（収支決算書及び監査報告書）

第１７条　収支決算書及び監査報告書は、毎事業年度終了後、１か月以内に作成し、監査

報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第１８条 本会の会計年度は，毎年４月１日に始まり，翌３月３１日までとする。

（委 任）

第１９条 この会則に定めるもののほか，会の運営に関し必要な事項は，会長が別途定める。

附　 則

（施行期日）

この規約は，平成２４年７月２９日から施行する。

附　 則（平成２６年４月１９日）

（全部改正）

第１条　題名の「規約」を「会則」に改め、全条文を改めた。

（施行期日）

第２条　この会則は，平成２６年４月１９日から施行する。

附　 則（平成２８年４月９日）

（全部改正）

第１条　会の名称を「国分寺台地区ネコの飼育ガイドライン推進協議会」から「国分寺台・地域ネコの会」に改め、全条文を改めた。

（施行期日）

第２条　この会則は，平成２８年４月９日から施行する。